

希望番号予約済証の有効期限の延長について

(対象地域の追加)

今般、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を除く40道府県（以下、「追加対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長されることが、国土交通省より発表されました。

このため、希望番号システムにおいても、希望番号予約済証の有効期限を以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

○ 希望番号予約済証の有効期限の延長措置

1. 延長期限

希望番号予約済証の有効期限が、令和2年4月17日から5月31日までに満了する車両について、一律、令和2年6月1日まで延長する。

2. 対象地域

7都府県を除く40道府県（含む、石川県）

※金沢ナンバー、石川ナンバー

※再交付・交換は対象外

希望番号による自動車のナンバープレートの 申込から交付開始までの期間延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出勤者7割削減を実現するための要請や在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進の依頼が行われております。これらの要請や依頼は、民間企業である標板メーカーに対しても適用されることから、これらの要請等に対応するために、自動車のナンバープレートの製作体制を縮小せざるを得ない状況となっております。

従いまして、下記のとおり希望番号による自動車のナンバープレートについて、その申込から交付開始までの期間について、当面の間、延長することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 実施日 令和2年5月1日（金）から当面の間
2. 延長期間
ペイント式 4営業日から 8営業日に延長
字光式(登録車) 4営業日から10営業日に延長
字光式(軽自動車) 5営業日から10営業日に延長
図柄入り 10営業日から15営業日に延長
※日数は予約当日を含めて交付開始までの日数となります。
※再交付・交換も対象となります。
3. 補足説明
○延長は全国の登録番号標、車両番号標の希望番号による予約済証、引換証の有効期間の開始日に、令和2年5月1日予約確定から反映されます。